

---

令和3年大和町議会3月定例会議会議録

---

令和3年3月15日（月曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 眞 起 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長	野 田 美 沙 子
主 任	渡 邊 直 人		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、お疲れさまです。

堀籠委員長さんをはじめ予算特別委員会の皆さん、大変ご苦勞さまでございました。

開会前ですが、3月5日の全員協議会で説明をいたしました町内公共施設の被害額において訂正の申出がありましたので、説明をさせます。

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

お時間をいただきまして申し訳ございません。

3月5日金曜日に全員協議会で福島県沖地震に係ります町内公共施設の被害額につきまして財政課からご報告申し上げておりましたが、その金額に一部誤りがございましたので、おわび申し上げまして訂正のご報告をさせていただきます。

全員協議会資料の5ページでございます。

その他の公共施設でございまして、ページの中ほどに庁舎の部分がございまして、金額にアンダーラインのない項目がございまして、まず天井配管修繕でございまして、こちらにつきまして、3月5日の際は200万円でご説明いたしておりましたが220万円となるものでございまして、次の天井内装修繕、外壁打診調査等につきましては、870万円でご説明しておりましたが1,043万2,000円となるものでございまして。

金額の誤りの原因につきましては、何度か参考見積書をいただいておりますが、その段階で新しいものと古いものが混同してしまいまして、新しい見積りの金額が計上されず積算したことが原因でございました。

このことによりまして、区分の3つ目でございます、その他の公共施設の事業費が4,474万8,000円になりまして、合計が5,661万6,000円となるものでございました。

大変申し訳ございませんでした。おわびを申し上げまして訂正をさせていただきます。申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番佐々木久夫君及び4番佐藤昇一君を指名します。

---

日程第 2 「委員長報告」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 2、委員長報告。

本定例会議において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、令和3年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長堀籠日出子さん。

予算特別委員会委員長 （堀籠日出子君）

報告いたします。

今定例会議において、去る3月2日、本特別委員会に審査を付託されました令和3年度一般会計予算及び10の各種特別会計予算並びに水道事業会計予算については、予算特別委員会において各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査された結果、原案のとおり決定しましたので、ここにご報告を申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議においては質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行います。

---

日程第 3 「議案第 20 号 令和 3 年度大和町一般会計予算」

議長 (高平聡雄君)

日程第 3、議案第 20 号 令和 3 年度大和町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。12 番、賛成ですか、賛成。（「はい」の声あり）反対討論はございますか。12 番門間浩宇君。

1 2 番 (門間浩宇君)

私は、賛成の立場から討論をいたします。

令和 3 年度一般会計当初予算総額 126 億 3,600 万円で、前年度に比較し 6 億 6,200 万円、約 5.5% の増となり、その財源については、町税 58 億 6,984 万 9,000 円、地方交付税 7 億円、国庫支出金 23 億 3,867 万円、県支出金 8 億 3,622 万 5,000 円、町債 5 億 670 万円、そのほか収入として財政調整基金 9 億 1,852 万 8,000 円及び防衛施設周辺調整交付金基金 9,420 万円等の基金繰入金をもって充当し、中期財政見通し、複数年度の財政状況を踏まえ計画的な対策対応を図っており、事業実施に当たっては既存事業、新規事業を問わず事業の目的を達成するために何が最善の方法であるか、最小の経費投入で最大の効果を生む方法であるかを十分検討していただき、政策的事業についてはその必要性と効果を改めて検証することなど効果的な執行に期待をし賛成といたすものであります。

終わります。

議長 (高平聡雄君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから議案第 20 号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 「議案第 21 号 令和 3 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会

計予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第4、議案第21号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 「議案第22号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第5、議案第22号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 「議案第23号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第6、議案第23号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論を行います。



討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 「議案第 2 4 号 令和 3 年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 7、議案第24号 令和 3 年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 「議案第 2 5 号 令和 3 年度大和町落合財産区特別会計予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 8、議案第25号 令和 3 年度大和町落合財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 「議案第 26 号 令和 3 年度大和町奨学事業特別会計予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 9、議案第 26 号 令和 3 年度大和町奨学事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 26 号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 「議案第 27 号 令和 3 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 10、議案第 27 号 令和 3 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 27 号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 「議案第 28 号 令和 3 年度大和町下水道事業特別会計予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第11、議案第28号 令和3年度大和町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第29号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第29号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第13「議案第30号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第30号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第14「議案第31号 令和3年度大和町水道事業会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第14、議案第31号 令和3年度大和町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第15「報告第3号 専決処分の報告について」

議長（高平聡雄君）

日程第15、報告第3号 専決処分の報告について、工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

よろしく願いいたします。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1件名及び契約名でございます。令和2年大和町議会9月定例会議におきまして、議案第77号により議決をいただきました令和2年度舗装改良工事（町道小鶴沢線）でございます。

2 金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は6,600万円、変更後の契約金額が6,629万7,000円、契約金額の増額が29万7,000円でございます。

3 変更の理由でございます。本路線につきましては、震災及び大型車両通行等の影響によりまして路面の縦断・横断勾配が整備当時に比べ変異しておりましたので、本工事と併せ路面勾配の修正を行うこととしまして既設の路側側溝の撤去、再設置工を計上しておりましたが、一部区間におきまして既設側溝の破損を確認しましたので、新設側溝へ変更を行ったものでございます。また、路上路盤再生工におきまして在来路盤材を採取し配合試験を行いました結果、セメント及び乳剤の添加量を減ずることが可能と判明いたしましたので、添加量の変更も併せて行ったものでございます。

令和3年2月19日専決。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、報告第3号を終わります。

---

日程第16「議案第32号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第16、議案第32号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。福祉課長蜂谷祐土君。

福祉課長 （蜂谷祐土君）

それでは、議案書3ページをお開き願いたいと思います。

議案第32号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、国の指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布により、町の条例の一部を改正するものでございます。

改正前、改正後の表中をご覧くださいと思います。

目次でございます。第9章の次に第10章雑則を追加するものでございます。

第3条の指定地域密着型サービス事業者の一般原則につきましては、高齢者虐待防止の推進として第3項を追加し、第4項に高齢者の状態、ケアの内容の情報収集を活用し、ケアの質の向上の取組を推奨するため新たに追加するものでございます。

第4条から始まります第2章から第9章までには、地域密着型サービス事業として9種類の介護事業区分がございます。それぞれのサービス事業の事業所に対する人員、設備及び運営に関する基準を今回一部改正するものでございます。

3ページの第6条から7ページにあります第40条の2につきましては、定期巡回随時対応型訪問介護看護の事業所に対する条例の改正でございます。改正内容につきましては、感染症対策の強化、業務化へ向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、多種連携におけるICTの活用、利用者への説明等による見直し、記録の保持に係る見直し、運営規程等の提示による見直し、高齢者虐待防止推進の見直し等によりまして改正でございます。

続きまして、8ページの第47条から12ページの第59条までにつきましては、夜間対策型の訪問介護の事業所に対する改正内容でございます。項目内容も、先ほど申し上げた内容と併せてオペレーターの配置基準の緩和が主な改正点でございます。

続きまして、12ページ第59条の12から15ページ第59条の38につきましては、地域密着型通所介護の事業所に対する条例の改正でございます。主なものとしましては、地域と連携した災害への対策の強化、認知症介護基礎研修等受講者の義務づけの改正点でございます。

16ページの第64条から18ページの第80条につきましては、認知症対策型通所介護の基本方針、人員、設備等の改正でございます。主なものとしては、管理者の配置基準の緩和、地域と連携した災害への対策の強化、認知症介護等研修等への受講の義務づけの改正でございます。

19ページの第82条から21ページの第108条につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所に対する基本方針、人員、設備等の改正内容でございます。主なものとしま

しては、配置人員の基準の見直し、過疎化等におけるサービスの提供の確保、認知症介護基礎研修の受講の義務づけとなっております。

22ページの第110条から26、27ページにあります第128条につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所に対する条例の改正でございます。主な条例としましては、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保と夜間職員の体制の見直し、外部評価に係る運営推進会議の活用等の追加改正でございます。そのほかに計画策定員担当者の配置基準の緩和、認知症介護基準研修の受講の義務づけの改正でございます。

続きまして、27ページの第138条から28ページの第149条につきましては、地域密着型特定施設入所者生活介護施設の事業所に対する基本方針、人員、設備、運営に関する基準の改正でございます。主なものとしましては、地域と連携した災害への対応の強化、認知症介護基礎研修の受講の義務づけとなっております。

29ページの第151条から37ページの第189条につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に携わる事業者への基準の基本方針、人員、設備、運営に関する基準の改正でございます。主なものとしましては、地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直しでございます。それと、介護保険施設等の人員配置の基準の見直しと、高等衛生管理の強化、営業ケアマネジメントの充実、個室ユニット型施設の設備体制の見直しという形の改正でございます。

38ページの第202条につきましては、介護小規模多機能型居宅介護の事業所を営む事業所の基本方針、人員に関する基準、設備に関する運営の改正でございます。

39ページをお願いいたします。

第10章雑則でございます。第203条の磁氣的記録等につきましては、記録の保存等に関わる見直しでございます。介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確にするものでございます。

40ページをお願いいたします。

附則部分の改正でございます。附則の第7条にあります指定介護老人福祉施設基準の略称につきましては第151条の第3項に定めておりますが、その略称の定めている部分を今回の改正で削られますので、本項において略称規定を定め直すものでございます。

40ページから42ページに記載されております第11条、第12条、第13条、第13条の2、第13条の3につきましては、平成36年3月31日を令和6年3月31日にそれぞれ改める

ものでございます。

43ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日につきましては、第1条この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、虐待防止に関わる経過措置でございます。

第3条は、業務継続計画の策定等に関わる経過措置でございます。

第4条は、指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関わる経過措置でございます。

第5条は、認知症に関わる基礎的な研修の受講に関する経過措置でございます。

第6条は、栄養管理に関わる経過措置でございます。

第7条は、口腔衛生に係る経過措置でございます。

第8条は、指定地域密着型介護認定福祉施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練に関わる経過措置でございます。

第9条は、事故発生の防止及び発生時の対応に関わる経過措置でございます。

第10条はユニットの定員に関わる経過措置でございます。

第11条はこの条例の施行の際、現存する建物、基本的には設備が完成しているものを含みこの条例の施行の後に増築されまた全面的に改築された部分を除く）の居室であって、この条例による改正前の大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基礎に関わる条例第180条第1項第1号アの（ウ）のBの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。



〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17「議案第33号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第17、議案第33号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、議案書46ページをお願いいたします。

議案第33号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

この条例につきましても、国からの関係する基準の一部を改正する省令の公布により町の条例を改正するものでございます。

改正前、改正後の表中をご覧くださいと思います。

目次でございます。第4章の次に第5章雑則を新たに追加するものでございます。

第3条の指定密着型介護サービス事業等の一般原則につきましては、高齢者虐待防止の推進として第3項を追加し、第4項に高齢者の状態、ケアの内容等の情報収集、活用しケアの質の向上の取組を推奨するため新たに追加するものでございます。

第8条から関わります52ページの第39条につきましては、供用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に関わる条例の改正でございます。この改正におきましては、管理者の配置基準の緩和、地域と連携した災害への対応の強化、認知症介護基礎研修の受講の義務化についての条例の改正でございます。

続きまして、52ページ第44条下の部分から56ページ第65条までにつきましては、指

定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対する条例の改正でございます。条例の改正の主な内容としましては、小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し、過疎地域等におけるサービス提供の確保、認知症介護基礎研修受講等の義務化の内容でございます。

続きまして、57ページの第71条から62ページの第87条につきましては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業に携わっている事業者に対しての基準の改正でございます。改正内容につきましては、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保、認知症グループホームの夜間職員の体制の見直し、外部評価に関わる運営推進会議の活用、計画策定担当者の配置の基準の緩和、介護基準研修の受講の義務化の内容の改正になります。

62ページの第5章でございます。雑則でございます。第91条の電磁的記録等につきましては、記録の保持に係る見直しでございまして、介護サービス利用者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールを解消を図る観点から介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するものでございます。

附則でございます。施行期日につきましては、第1条この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、虐待の防止に係る経過措置でございます。

第3条は、業務継続計画策定に関わる経過措置でございます。

第4条は、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関わる経過措置でございます。

第5条は、認知症に関わる基礎的な研修の受講に関する経過措置でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18「議案第34号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第18、議案第34号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。福祉課長蜂谷祐土君。

福祉課長 （蜂谷祐土君）

それでは、議案書65ページをお願いいたします。

議案第34号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

この条例につきましても、国に関する基準の一部改正の省令が公布されましたので、その町の条例を改正するものでございます。

改正前、改正後の表中をご覧くださいと思います。

目次でございます。第4章の次に第5章雑則を新たに追加するものでございます。

第3条の基本方針につきましては、高齢者虐待防止の推進として第5項の追加をし、第6項には高齢者の状態、ケアの内容等の情報収集、活用しケアの質の向上の取組を推奨するため新たに追加するものでございます。

第5条の管理者第2項につきましては、やむを得ない理由がある場合に緩和措置を設けるものでございます。

66ページをお願いいたします。第6条の内容及び手続の説明及び同意、第2項につきましてはケアマネジメントの構成、中立性の確保を図る観点から居宅介護支援事業者が利用者に対して説明を行うことを新たに求めるものでございます。

第15条の第1項第9号につきましては、テレビ電話装置等を活用した介護を行うことができる括弧内を加えた改正でございます。

67ページをお願いいたします。

第20号の次に第20号の2を新たに追加して、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応としまして点検、検証の仕組みを導入するものでございます。

68ページをお願いいたします。

第20条は運営規程につきまして、指定居宅介護支援事業者に関わる規定であり、第1項の第6号虐待防止のための措置に関する事項に改め、以後以前の第6号を第7号とするものでございます。

第20条の見出しを勤務体制の確保等に改めるものでございます。第4項につきましては、ハラスメント対策の強化項目を新たに追加するものでございます。

第21条の次に第21条の2業務継続計画の策定等につきましては、感染症や災害が発生した場合においても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練の実施等を義務づけるものとして新たに追加するものでございます。

69ページをお願いいたします。

第23条の次に第23条の2の感染症の予防、蔓延の防止のための措置につきましては、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催指針の整備、研修及び訓練の実施などを義務づけ、対策の強化を図るものとして新たに追加するものでございます。

第24条第2項は、運営規程の掲示でございます。見直しでございます。利用者の利便性を向上し介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要項目について事業所での掲示だけではなく事業所に閲覧可能な形でファイルを置くことが可能とするものでございます。

第29条の次に第29条の2の虐待防止を新たに追加し、高齢者防止の推進を図るものでございます。障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から虐待発生またはその発生を防止するための委員会を開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者の設置を義務づけるものでございます。

70ページをお願いします。

第32条の準用につきましては、下線部分を改正するものでございます。

第5章雑則でございます。第33条の磁氣的記録につきましては、記録の保持等にか

かわらず見直しや利用者への説明、同意に関わる見直しでございます。介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から介護サービス事業者における記録等の保存、交付等について原則として電磁的な対応を認めるものとしてその範囲を明確化するものでございます。

71ページをお願いします。

附則の改正でございます。第2項の経過措置につきましては、平成33年3月31日を令和9年3月31日に改めるものでございます。

72ページをお願いします。

第3項の大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正を削除し、新たに第3項として令和3年4月1日以降における全項の規定の適用についてを追加するものでございます。

附則でございます。施行期日につきましては、第1条この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、次の括弧に掲げる規定は該当各号に定める日から施行するものでございます。

(1) としましては、附則第2項の改正規定及び附則第3号の改定規定に関わるものは交付の日から。(2) の第15条第20号の次に1号を加える改正規定につきましては、令和3年10月1日から。

第2条は、虐待防止に関わる経過措置でございます。

73ページをお願いいたします。

第3条は、業務継続計画の策定等に関わる経過措置でございます。

第4条は、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関わる経過措置でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。馬場良勝君。

7番 (馬場良勝君)

67ページの20の2のところの介護支援専門員はその勤務するということなんですけれども、ここで町長どうのこうのとちょっとありまして市町村からの求めがあった場合にはというのがあるんですけれども、この市町村からの求めがある場合というの

はどういう場合になるのかをお答えいただければと思うんですけども。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後4時30分 休 憩

午後4時39分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。先ほどは大変失礼いたしました。

この67ページの第20号の2に関係します内容でございます。生活援助訪問介護等の利用者に対してでございます。それに対して事業者がどのくらいサービスをしたかという形で、サービス料がその金額がどのくらいになるかに対して、町がもし通常より大きかったと、利用料が。そういった点検とか検証をするために事業者はその内容を聞くという形の仕組みでございますので、多く使われているとかあまり高くしている、どういったサービスをしているんですかと事業者に問いかけるというような検証するような内容でございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19「議案第35号 大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第19、議案第35号 大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、議案書74ページをお願いいたします。

議案第35号 大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例につきましてご説明をします。

この条例につきましても、国の基準となる指針が一部を改正される省令が公布されておりますので、町の条例を改正するものでございます。

改正前、改正後の表中をご覧いただきたいと思います。

目次でございます。

第5章の次に第6章雑則を新たに追加するものでございます。

第3条の基本方針につきましては、高齢者虐待防止推進として第5項を追加し、第6号には高齢者の状態、ケアの内容の情報を収集、活用しケアの質の向上の取組を推奨するため新たな追加でございます。

第19条の運営につきましては、指定介護予防支援事業所に関わる規定であり、第1

号の第2号を重要者に改め、第5号、同項の第6号虐待防止のための措置に関する事項に改め、以前の第6号を第7号とするものでございます。

74ページの下に第20条の見出しがございます。勤務体制の確保等に関わるを改めるものでございます。

75ページをお願いいたします。

第4項につきましては、ハラスメント対策の強化項目を新たに追加するものでございます。

第20条の次に第20条の2の業務継続計画の策定等につきましては、感染症や災害が発生した場合にあっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練等の実施を義務づけるものとして新たに追加するものでございます。

次に、第22条の2の感染予防蔓延化の防止のための措置につきましては、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催指針の整備、研修及び訓練の実施などを義務づけをいたしまして対策の強化を図るものとして新たに追加するものでございます。

76ページをお願いいたします。

第23条の第2項は、運営規程等の掲示に関わる見直しでございます。利用者の利便性向上や介護サービスの事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要項目について事業所への掲示だけでなく事業所に閲覧可能な形でファイル等を据え置くことが可能とするものでございます。

第28条の次に第28条の2の虐待防止を新たに追加して、高齢者虐待防止の推進を図るものでございます。障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業所を対象に利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待発生及びその発生を防止するための委員会を開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者の設置を義務づけるものでございます。

77ページをお願いいたします。

第32条の指定介護予防支援の具体的な取組方針につきましては、第1項第7号の解決すべきを支援すべきと改め、同項の第9号にテレビ電話等を活用した会議を行える項目を追加するものでございます。

78ページをお願いします。

第34条の準用につきましては、下線部分を改正いたすものでございます。

第6章雑則でございます。第35条の電磁的記録等につきましては、記録の保存等に



関わる見直しや利用者への説明、同意に関わる見直しでございます。

79ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日につきましては、第1条この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、虐待防止に関わる経過措置でございます。

第3条は、業務継続計画の策定等に関わる経過措置でございます。

第4条は、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関わる経過措置でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20「議案第36号 令和2年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (高平聡雄君)

日程第20、議案第36号 令和2年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、議案書の81ページをお願いいたします。あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書第10号につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第36号 令和2年度大和町一般会計補正予算（第10号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ4,118万7,000円を追加いたしまして、予算総額を159億8,091万3,000円といたすものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、82ページの第1表によるものでございます。

第2条繰越明許費は追加及び変更でありまして、第2表により規定するものであります。

第3条債務負担行為の補正は追加でありまして、第3表により規定するものであります。

それでは、83ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。令和3年度へ繰越しして執行する見込みのある事業について、記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

初めに、追加であります。

3款2項病後児保育施設備品購入につきましては、47万8,000円でございます。

8款1項福島県沖地震災害復旧につきましては、88万5,000円であります。

以下、10款まで全部福島県沖地震災害復旧でありますので、事業名を省略させていただきます。

9款2項は158万8,000円を、9款3項は200万2,000円を、9款5項は161万7,000円を、10款1項は734万1,000円を、10款4項は1,263万2,000円であります。合計では7件2,654万3,000円でございます。

次に、変更でございます。

4款1項新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、補正前の額1,338万9,000円に国庫補助金の100万円を追加いたしまして補正後の額を1,438万9,000円とするものであります。

84ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正につきましては、追加であります。2つの事項につきましてはワクチン接種の迅速な接種体制や対応が可能となりますよう今月中に発注調達行為を行うため、債務負担行為についてのご承認をお願いするものであります。期間には契約年度を含んでおりまして令和2年度から令和3年度まで、限度額はそれぞれ記載のとおりであります。

それでは、別冊の事項別明細書（第10号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

16款2項3目衛生費国庫補助金1節につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として、国が構築するワクチン接種記録システムと町のシステムを連携させるためのソフト改修の補助金を見込むものであります。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出見合いによります歳入不足額を繰り入れるものであります。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

よろしくお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。4ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。27節でございますが、災害復旧に関わります戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金を処置いたすものでございます。

次に、2目予防費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業費に関わります補正でございます。12節でございます。コロナウイルス感染症のワクチン接種に当たりまして、市町村がワクチン接種の状況を可能な限り逐次把握することを支援するため、国が準備いたしますワクチン接種記録システムと町の予防接種管理システムのデータ連係を行うため、町の予防接種管理システム改修のための費用を追加でお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

次に、8款1項5目災害対策費につきましては、令和3年2月13日発生の福島県沖を震源といたします地震に伴います災害応急事業費であります。3節は、職員の時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当でございます。14節は、鶴巣北目地区にございます防火水槽に漏水が発生したことによる修繕工事に要する費用の計上をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

次に、9款教育費でございますが、同じく福島県沖地震により被害を受けました教育施設等の修繕に係る補正をお願いするものでございます。

2項3目施設整備費は、小学校に係るものでございます。10節は、宮床小学校給食搬入口のひさし、鶴巣小学校1階の天井及び小野小学校屋内運動場ステージスクリーンの修繕料でございます。なお、この63万6,000円のうち小野小学校の運動場のステージスクリーンにつきましては9万3,000円になるんですが、こちらについてはもう既に既設の予算で修繕は完了してございますので、こちらについては繰越しはいたさず今のところは年度内完了という形となっております。

次に、3項3目施設整備費は、中学校に係るものでございます。14節は、申し訳ございません。先ほど、小学校費の2項3目14節でございます。こちらにつきましては、小野小学校の校舎増築継ぎ手部分の修繕工事でございます。

次に、3項3目中学校に係るものでございます。14節は、大和中学校の校舎増築継ぎ手部及び外壁の修繕工事でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、事項別明細書5ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費でございます。14節につきましては、今回の地震によりまして総合体育館の西側ステージ裏にあります搬入口のオーバースライディングドアシャッターがゆがみ開閉不能となる被害がありましたことから、修繕工事を行うものでございます。また、同じく総合体育館トレーニング室の天井の一部が破損いたしましたことから天井の改修と、メインアリーナ南側の窓3階相当にありますガラスにひびが入りましたことからガラスの交換を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、4目学校給食センター費の補正でございます。10節は、給食センター調理室内の換気ダクト及び天井の修繕でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、10款1項2目林業施設災害復旧費でございます。14節は、先月の福島県沖地震により林道高倉線の2か所73.3メートルの舗装クラック及び隆起段差等の被災を受けた箇所の災害復旧を行うものでございます。なお、今後の準備といたしましては3月下旬に入札を執行しまして6月10日までに復旧計画を行うという計画でございます。平年の梅雨入りまでには復旧工事を完了する予定で今現在手続を進め、明許繰越しで対応でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、4項その他公共施設公用施設災害復旧費につきましても福島県沖地震による経費でございます。

1目現年単独災害復旧費14節につきましては、役場庁舎の天井上の配管修繕のほか天井や内装工事、雨どい工事のほか外壁調査等の災害復旧に要するものでございます。

歳出につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21「議案第37号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計  
補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第21、議案第37号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を  
議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

引き続きよろしく申し上げます。

議案書85ページをお願いします。事項別明細書（第10号）については10ページ以降  
になります。

議案第37号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）で  
あります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算総額に1,630万3,000円を追加  
し、歳入歳出予算それぞれ7,453万1,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正  
後の金額は第1表によるものでございます。

第2条繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表によるものでございます。

第3条地方債の補正であります。地方債の追加は、第3表によるものでございます。87ページをお願いします。

第2表繰越明許費であります。

1款2項合併処理浄化槽管理費及び2項合併処理浄化槽建設費については、いずれも2月13日発生の福島県沖地震に伴う災害復旧で、関係機関との協議、調整及び復旧工事の手續などに不測の日数を要することなどから年度内完成が困難となったものであります。なお、完成予定については令和3年6月30日を予定しているところでございます。

88ページをお願いします。

第3表地方債補正、追加であります。今回の地震に伴います災害復旧についてお願いするもので、限度額を250万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

事項別明細書11ページをお願いします。

歳入であります。

3款国庫支出金1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金で、事業の2分の1相当額を予定しているものでございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、災害復旧に伴います一般会計からの繰入金でございます。

7款1項1目下水道債についても、災害復旧工事に伴うものでございます。

12ページをお願いします。

歳出であります。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費の10節については、浄化槽周りにスラブコンクリートがございます。施設の管理、点検、雨水等の侵入を防止するなどにより設置するもので、浄化槽本体には支障がないものの、一部浮上もしくは沈下等によりコンクリートと碎石の間に隙間が生じているものについて撤去・再設置を行う予定とされているものでございます。12節については、町管理施設が400基ございます。災害で緊急に点検が必要なことがあったことから、その委託をお願いするものでございます。

2項1目合併処理浄化槽建設費14節については、浄化槽本体の入替え及び撤去・再設置を行うもので、入替え1基、撤去・再設置7基、合計8基の災害復旧工事を予定

しているものでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第22「議案第38号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第22、議案第38号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、議案書89ページをお願いします。事項別明細書は14ページ以降になります。

議案第38号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算（第5号）であります。

今回の補正については、同じく2月13日発生の地震に伴います断水への応援給水に伴うもので、2月16日に塩竈市及び多賀城市の一部において断水する話があり、応援給水の依頼が同日の午後3時過ぎにございました。事務に支障がないことを確認しまして、課長補佐ほか1名で17日の朝7時塩竈市集合での応援給水作業を行いました。帰町後新たな要請がございまして、水道配水管の洗管作業の応援要請がございまして翌18日についても職員2名の応援を行ったもので、洗管作業については塩竈市で、1



日も早い復旧をとの話がございまして当日の夜の11時半過ぎまでの対応となったものでございます。その職員の時間外勤務手当となるものでございます。

第1条総則であります。令和2年度大和町水道事業の補正予算は次に定めるものでございます。

第2条収益的収入及び支出であります。

支出であります。1款水道事業費用に4万8,000円を追加し9億2,204万6,000円に、同じく1項営業費用にも同額を追加し、合計を9億495万2,000円とするものでございます。

第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。科目は職員給与費で、補正予定額4万8,000円を追加し4,684万8,000円と改めるものでございます。

事項別明細書15ページの令和2年度大和町水道事業会計補正予算内訳書をお願いします。

収益的収入及び支出で支出になります。

1款水道事業費用1項1目1節の手当で、災害応援給水における職員時間外勤務手当をお願いします。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長（高平聡雄君）

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 （高平聡雄君）

日程第23、議案第39号 令和3年度大和町一般会計補正予算を議題とします。  
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、議案書の90ページをお願いいたします。あわせて、別冊の事項別明細書（第1号）につきましてもお手元にご用意をお願いいたします。

議案第39号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第1号）であります。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億8,572万4,000円を追加いたしまして予算総額を128億2,172万4,000円といたすものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、91ページの第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（第1号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入であります。

16款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、新たに2目衛生費国庫負担金を設けまして1節保健衛生費負担金につきましては全町民に2回のワクチン接種に係ります国庫負担金を見込むものであります。

2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金につきましては、ワクチン接種以外の事務的経費にかかります補助金を見込むものであります。

21款繰越金につきましては、歳入歳出見合いにより1万5,000円を計上するものであります。

歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

次に、歳出でございます。

4ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業費にかかる補正でございます。この予算、本来であれば令和3年度当初予算に計上してしかる

べき予算でございますが、議員皆様ご承知のとおりなかなかこのワクチン流通の見通しが立たない中で、その流通の見通し、ごく最近になって示されてきております。そういったことから、今回補正予算での追加提案とさせていただくものでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

初めに、別紙の議案説明資料、議案第39号関係をお願いをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の体制についてでございます。3月3日に全員協議会でご説明をさせていただきました部分と重複いたす部分がございますが、ご了承いただきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

1の接種の目的でございます。新型コロナウイルス感染症の発症を予防し死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図ることを目的として実施いたすものでございます。

2といたしまして、接種の実施に関する基本的事項でございます。

(1) 接種の対象者でございます。町内に居住する16歳以上の者でございます。

(2) 接種区分並びに接種順位等の予定でございます。4月以降のワクチン供給量に応じて、以下の優先順位に基づきまして順次接種を開始する予定でございます。順位でございますが、1といたしまして65歳以上の高齢者でございます。昭和32年4月1日以前に生まれた方でございます。令和3年度中に65歳に達する方でございます。なお、ワクチン供給量等に応じて接種時期を細分化する場合がございます。2で、基礎疾患を有する方、高齢者の施設等の従事者でございます。なお、高齢者施設等の従事者は高齢者と同時期に接種する場合がございます。2の中でも順番的に基礎疾患それから施設の従事者ということになっておりますが、高齢者と同時期に接種する場合がございます。3といたしまして60歳から64歳の方々、4としてそれ以外の方々ということになります。

(3) の接種体制でございます。黒川地域4市町村の指定医療機関での個別接種を中心といたしまして、集団接種も補完的に並行で実施をする予定でございます。なお、指定医療機関については31、うち大和町内の医療機関は9ということになってございます。

(4) でワクチン供給の見込みでございます。厚生労働省で公表しております住民向けのワクチンということでございますが、4月5日の週に100箱、これは宮城県に2箱まいります。4月12日の週に500箱、宮城県には10箱まいります。19日の週には500箱、同じく宮城県10箱でございます。なお、この中の10箱のうち大和町及び富谷市に各1箱ずつまいる予定になっております。4月26日の週には1,741箱ということ

で全国全ての市町村に1箱ずつ供給されるという予定になっております。6月末までには高齢者約3,600万人の2回接種分を配布できるよう供給できる見込みだということで厚生労働省で公表をいたしているところでございます。なお、1箱については195バイアルということで、1つのバイアルから5回分取れるということで975回分。また、6回取れる注射針とかシリンジとかそういったものと1,170人分取れるということになってございます。

5の接種方法でございます。65歳以上の方につきましては、4月上旬以降供給量に応じて段階的に接種券を送付する予定でおります。65歳以上の方につきましては国の方針に沿い今後のスケジュールを設定予定ということでございますが、国の接種の手引というものがございましてそれが先週末に改定されました。65歳未満の方については、6月中に発送できるように準備を進めなさいということでその中で示されておるところでございます。なお、1人当たり2回接種の予定はこれまでお話しさせていただいたとおりでございます。ワクチンの接種により21日または28日の間隔を空けて接種ということでございます。なお、町内の高齢者等の施設入居者につきましては現在調整中、施設に出向きまして説明をさせていただいて接種時期等について調整を行っている最中でございます。

(6)でコールセンター等でございます。ワクチン接種に関する問い合わせに対応する町のコールセンターを3月29日に開設を予定しております。開設、問い合わせ対応の時間につきましては、平日の午前9時から午後5時、電話番号は記載のとおりでございます。対応の内容でございますが、接種場所それから予約方法の確認あるいは接種券に関することなどをこのコールセンターで受付をさせていただきます。また、副反応など医学的な部分につきましては県のコールセンターで対応するというところで、これは全国共通でこのような内容になってございます。まだ県のコールセンターの電話番号は公表されておりません。分かり次第皆様に周知をしたいと思っております。

それでは、申し訳ございません、事項別明細書にお戻りを願います。節ごとの予算についてご説明をさせていただきます。

1節でございます。会計年度任用職員としてワクチン接種に関わります事務の補助員、集団接種会場での運営補助員及び看護師雇用に要するものでございます。

3節でございます。ワクチン接種事務に従事いたします職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

4節は、会計年度任用職員の社会保険料でございます。

7節は、予防接種健康被害調査委員会2回開催を見込みました委員5人に要するも

のでございます。

8節につきましては、予防接種健康被害調査委員会の費用弁償及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節でございます。事務用品、感染症対策用品、コピー代、接種会場で用います各種消耗品、予防接種健康被害調査委員会時のお茶代、ワクチン接種予診票の印刷費及びワクチン接種に要します医薬材料費でございます。

11節でございます。接種券の郵送代及び予診票返送のための病院から返送いただくための費用、それからコールセンター設置のための電話料とコールセンターのナビダイヤルの通信料でございます。また、従事者の傷害保険料も措置いたしております。

12節でございます。委託料でございますが総額で1億5,991万8,000円という金額になってございますが、ワクチン接種を区域外、黒川地域外で受けた場合の費用請求に係ります国保連への支払いの業務の委託料、それから超低温冷蔵庫設置に係ります管理業務委託、接種記録事務支援業務委託、集団接種予約システムの支援業務などの委託料に2,921万2,000円。それから、ワクチン接種業務を行います医療機関への1回当たり2,070円の接種の委託料を支払うことに、これは全国共通の単価でございます、になってございます。それから、6歳未満の幼児へ接種する場合の幼児の加算660円という金額になりますが、今現在まだファイザー製のワクチンにつきましては16歳未満接種の予定はございませんが、そのほか6歳未満、16歳未満等々可能になった場合、6歳未満につきましては幼児加算がございます。660円でございます。それら人数に掛けまして総額で1億3,070万6,000円という金額でございますが、それらを合わせた全ての委託料で1億5,991万8,000円をお願いするものでございます。

13節でございます。集団接種会場へのコピー機の借り上げ料をお願いするものでございます。

17節につきましては、ワクチン移送用の保冷バッグセットのほか集団接種会場用として薬用保冷库、つい立て、ベッド、空気清浄機などの購入を予定いたすものでございます。

以上でございますが、今回お願いをいたしております歳出補正予算につきましては、国から示されました補助金及び交付金の上限額に併せた予算編成をさせていただきました。今後の執行状況によりまして予算の組替えあるいは減額によります再度の補正をお願いすることが想定されておりますので、お含みおきいただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第24「同意第1号 副町長の選任について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第24、同意第1号 副町長の選任についてを議題とします。

ここで、副町長浅野喜高君の退場を求めます。

〔退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第1号でございますが議案書の92ページをお願いしたいと思います。  
あわせて、議案説明資料同意第1号関係をご準備いただきたいと思います。

同意第1号でございますが、副町長の選任についてでございます。

下記の者を副町長に選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により  
議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名浅野喜高、生年月日昭和29年8月20日でございます。

議案説明資料をご覧いただきたいと思いますが、この浅野現副町長につきましては

学歴、職歴等々記載のとおりでございます。今回3月31日に現在の任期が満了になるわけでございますが、改めて浅野現副町長に再任をして手伝ってもらいたいということで議会の同意をお願いするものでございます。

浅野副町長につきましては、東北測量専門学校を卒業後に民間企業に1年間勤務し、昭和50年から大和町に奉職をしていただいております。地域対策課、農林商工課、商工観光課等で産業振興関連の業務に従事後に教育委員会、水道事業等々幅広い業務に従事して、その後総務まちづくり課の企画調整班長兼まちづくり対策班長として町の主要施策業務の企画立案を行って、平成22年から平成29年3月までは議会の事務局長を務めておりました、平成29年4月から現在の副町長の任に当たっていただいております。

今お話ししましたとおり、地方公務員としまして豊富な行政経験と優れた識見を有しておりますし、地域住民の信頼も厚く、地方分権が進展し、地方自治体を取り巻く環境がますます厳しくなる状況下におきまして、今後直面する行政課題等に適切に対処し大和町の発展と住民の福祉向上を進めていく上で副町長として最適任であると、このように考えまして、引き続き副町長として任命しようとするものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、16番大須賀 啓君及び17番槻田雅之君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

立会人に異常なしとの報告がありました。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

16番大須賀 啓君及び17番槻田雅之君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票。

有効投票 17票。

無効投票 0票。

有効投票のうち

賛成 14票。

反対 3票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

浅野喜高君の入場を求めます。

〔議場開鎖〕

ただいま副町長に選任同意されました浅野喜高君から挨拶をいただきます。



副 町 長 （浅野喜高君）

それでは、議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまご同意をいただき誠にありがとうございます。

微力ではございますが、引き続き町長の補佐役として、様々な行政課題や調整の推進に緊張感を持って取り組んでまいりたいと思いますので、議員皆様方のご指導ご鞭撻のほどを、なお一層のご指導ご鞭撻のほどをお願いを申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で挨拶を終わります。

---

#### 日程第 2 5 「議員派遣について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第25、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第129条の第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和3年大和町議会3月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後5時38分 閉 会